

もうすぐ1年生

様々な学びの場について 一緒に考えましょう

特別支援学校編

神戸市教育委員会事務局

特別支援教育課



保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、特別支援学校について、詳しくお伝えします。



特別支援学校



特別支援学校では、障害のある子供への、自立や社会参加に向けて特別の教育課程を編成して指導を行います。

主な内容

1. 障害種別ごとに部門が設置されています。
2. 学校ごとに通学区域が決められています。
3. 子供の状態に応じた、特別の教育課程を編成します。
4. 給食は子供の状態に応じた形態で提供します。
5. 居住地域の小学校との交流及び共同学習を行うことができます。
6. ネットワークプラン（個別の教育支援計画）、個別の指導計画を作成します。
7. 入学までに、就学時（入学前）健康診断を受けます。



この動画でお伝えするのは、次の7つの内容です。

障害種別ごとに部門が設置されていることについて
通学区域について
特別の教育課程の編成について
給食の形態について
居住地域の小学校との交流及び共同学習について
ネットワークプランと個別の指導計画について
最後に、就学時（入学前）健康診断についてです。

I. 部門について

視覚障害部門 市立盲、県立視覚

聴覚障害部門 県立神戸聴覚

知的障害部門 灘さくら（小・中学部）、友生、青陽須磨、いぶき明生、
青陽灘高等（高等部）、県立神戸、県立芦屋、
県立のじぎく、県立西神戸高等、県立高等、
県立阪神昆陽、神戸大学附属

肢体不自由部門 灘さくら、友生、青陽須磨、いぶき明生、
県立神戸、県立のじぎく

病弱部門 友生特別支援学校みなど分教室、県立上野ヶ原

※部門で迷われる場合は、

入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう



それでは、特別支援学校の部門について説明します。

視覚障害部門のある学校は、市立盲学校、兵庫県立視覚特別支援学校です。

聴覚障害部門のある学校は、兵庫県立神戸聴覚特別支援学校です。

知的障害部門のある学校は、灘さくら支援学校（小・中学部のみ）、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、青陽灘高等支援学校です。

青陽灘高等支援学校は、高等部のみの学校です。

また、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立芦屋特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校、兵庫県立西神戸高等特別支援学校、兵庫県立高等特別支援学校、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校、神戸大学附属特別支援学校にも知的障害部門があります。

兵庫県立西神戸高等特別支援学校、兵庫県立高等特別支援学校、兵庫県立阪神昆陽特別支援学校は、高等部のみの学校です。

肢体不自由部門のある学校は、灘さくら支援学校、友生支援学校、青陽須磨支援学校、いぶき明生支援学校、兵庫県立神戸特別支援学校、兵庫県立のじぎく特別支援学校です。

病弱部門は、友生支援学校みなど分教室、兵庫県立上野ヶ原特別支援学校です。

お子様がどの部門に該当するか迷われる場合は、入学までに見学会や説明会、入学相談会で学校と相談しましょう。

特別支援学校の対象となる程度

各部門の対象となる障害の程度は「学校教育法施行令22条の3」では、次の表に掲げるとおりとなっています。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの



なお、特別支援学校の各部門の対象となる子供の障害の程度は、「学校教育法施行令22条の3」によって定められています。

2. 通学区域について

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
① ※	灘さくら 支援学校	知的 小・中 肢体 小・中・高	神戸市灘区摩耶海岸通 2-2-2 (078)802-1200	(知)東灘区【本山・住吉・御影・ 向洋中学校区】・灘・中央区 (肢)東灘・灘・中央区
②	青陽灘 高等支援学校	知的 高のみ	神戸市灘区岩屋北町 6-1-1 (078)871-1800	東灘区【本山・住吉・御影・向洋 中学校区】 灘・中央区
③	盲学校	視覚 幼・小・中・高 視覚通級 幼小・中 専攻科	神戸市中央区東川崎町 1-4-2 (078)360-1133	神戸市内全域
④ ※	友生 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高 院内 小・中 病弱訪問 小・中・高	神戸市兵庫区夢野町 1-1 (078)576-6120	兵庫・長田区 (院内)兵庫県立こども病院 (病弱訪問)神戸市内全域
⑤ ※	青陽須磨 支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市須磨区西落合 1-1-4 (078)793-1006	須磨区 垂水区【桃山台・塩屋・福田・ 垂水・垂水東中学校区】

次に、特別支援学校の通学区域について説明します。

この通学区域を基準として、入学できる学校が決まっています。
中学校の校区を参考にして、お子様が通える特別支援学校をご確認ください。
その際は、部門についても確認してください。



	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑥※	いぶき明生支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区井吹台西町7-1 (078)997-6311	垂水区【歌敷山・星陵台・多聞東・本多聞・舞子・神陵台中学校区】 西区【太山寺・長坂・井吹台・伊川谷・櫛谷・玉津・王塚台・平野・西神・岩岡中学校区】
⑦	県立芦屋特別支援学校	知的 小・中・高	芦屋市陽光町8-37 (0797)25-5311	東灘区 【本庄・魚崎・本山南中学校区】
⑧	県立神戸特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市北区大脇台10-1 (078)592-6767	北区
⑨	県立のじぎく特別支援学校	知的 小・中・高 肢体 小・中・高	神戸市西区北山台2-566-134 (078)994-0196	西区【押部谷・神出・桜が丘中学校区】
⑩	県立神戸聴覚特別支援学校	聴覚 保・幼・小・中・高 難聴通級 小・中 専攻科	神戸市垂水区福田1-3-1 (078)709-9301	県内全域
⑪	県立視覚特別支援学校	視覚 幼・小・中・高 専攻科	神戸市垂水区城が山4-2-1 (078)751-3291	県内全域
⑫	県立西神戸高等特別支援学校	知的 高のみ	神戸市西区押部谷町高和1557-1 (078)991-2050	県内全域(選抜)

	学校名	障害種別 学部	連絡先	通学区域
⑬	県立上野ヶ原特別支援学校	病弱 小・中	三田市大原梅の木 1546-6 (079)563-3434	県立ひょうごこころの 医療センター分教室 県立リハビリテーション 中央病院訪問学級
⑭	県立高等特別支援学校	知的 高のみ	三田市大原梅の木 1546-6 (079)563-0689	県内全域(選抜)
⑮	県立阪神昆陽特別支援学校	知的 高のみ	伊丹市池尻7-108	県内全域(選抜)
⑯	神戸大学附属特別支援学校	知的 小・中・高	明石市大久保町 2752-4	県内全域(選抜)

①灘さくら支援学校 ④友生支援学校 ⑤青陽須磨支援学校 ⑥いぶき明生支援学校において
肢体不自由部門がある場合、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

通学方法については、学校と相談してください。



なお、※印が付いていた

- ①灘さくら支援学校
- ④友生支援学校
- ⑤青陽須磨支援学校
- ⑥いぶき明生支援学校の、

肢体不自由部門では、在宅肢体不自由訪問学級が設置されることもあります。

通学方法は、入学する学校との相談で決まります。

お子様の状況について学校に伝えていただき、安全に通学ができるよう、話し合ってください。

3. 特別の教育課程について

特別支援学校の教育課程

自立活動

各教科等

各教科等を合わせた指導

学級内では複数の教員で子供たちを支援

学級担任の他に、支援専門員等、専門性のある多職種の職員がいます。

子供の成長に合わせ、教科用図書を決めます。
一般図書や☆印本といって、内容を分かりやすくしたものや図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。



次に、特別支援学校の教育課程について説明します。

例えば、知的障害部門のある特別支援学校の対象は、学校教育法22条の3において「他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」となっています。この障害の程度に該当する子供が特別支援学校入学の対象となります。

そのため、特別支援学校には、特別支援学校の教育課程があります。

小学校の教育課程とは各教科等の内容も違います。

子供の状態に応じて考えられる自立活動という学習や、各教科等を合わせた指導という形態での学習を行います。

学級内では複数の教員で子供たちを支援します。

学級担任のほかに、障害児教育支援専門員など、特別支援教育の専門性のある多職種の職員がいます。

教科用図書は、子供の成長に合わせて決めます。

一般図書や☆印本といって、内容を分かりやすくしたものや、図鑑や絵本などが教科用図書として認められています。

各教科等を合わせた指導について

●日常生活の指導

子供の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するもの。

●遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの。

●生活単元学習

子供が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの。

●作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの。



各教科等を合わせた指導について説明します。

1つ目は、日常生活の指導です。

子供の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

2つ目は、遊びの指導です。

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

3つ目は、生活単元学習です。

子供が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

さいごに、作業学習です。

作業活動を学習活動の中心にしながら、子供の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

学年や学級の状況、子供の課題に合わせて、必要に応じてこれらの指導を時間割の中に設定します。

全員がこのすべての学習をするわけではありません。

特別支援学校の時間割例



特別支援学校の時間割の例について説明します。

小学校の時間割と違って、毎日繰り返して学習していくような流れになっていたり、2時間分を使って1つの学習をしたりします。

これは、子どもたちが毎日の生活のリズムを整えたり、次の学習に対して見通しをもてるようになります。

また、時間の枠を大きくとって、地域に出かけて行くというような体験的な学習もあります。

4. 給食について

区分	種別	形態	内容
米飯	普通食	ごはん	通常の白飯
	特別食	全がゆ	粒のある状態
		初期がゆ	粒のない状態
パン	普通食	パン	通常のコッペパン
	特別食	パンがゆ	なめらかに炊いた状態
副食	普通食		小学校と同様の形態
	特別食	軟食	奥歯ですりつぶせる程度のやわらかさ
		後期食	歯ぐきでつぶせる程度のやわらかさ
		中期食	舌で上あごに押しつけてつぶせる程度のやわらかさ
	初期食	そのまま飲み込める状態	



次に、給食について説明します。

特別支援学校では、子供の状態に応じて表にあるような形態で給食を提供することができます。

地域の小学校では、普通食の提供だけです。

5. 交流及び共同学習について

(1) 地域校交流のねらい

特別支援学校の子供と小学校の子供が、さまざまな活動を共にする
ことを通して友情関係を築くとともに、同じ社会に生きる人間として
お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの
大切さを学ぶ機会をつくる。



次に、交流及び共同学習について説明します。

これは、「地域校交流」という呼び名で、特別支援学校に入学後、地域の学校と交流することを言います。

令和5年度より、入学した子供たちについては、居住地域の小学校に「副籍」を置くという仕組みになっています。

特別支援学校の子供と小学校の子供が、さまざまな活動を共にすることで友情関係を築くとともに、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会をつくることを目的としています。

(2) 地域校交流の留意点

- ①交流校への登下校は保護者様が行います。
- ②交流の回数は、お子様の状態や、お子様・保護者様の願い等を考慮し、両学校と相談のうえ設定します。



地域校交流は、保護者様とお子様の希望がある場合に実施され、特別支援学校の教育課程に基づいて年間で計画が立てられます。

その際、交流校への登下校は保護者様に行っていただきます。

交流の回数は、お子様の状態や、お子様・保護者様の願い等を考慮して、両学校間が相談をし、設定します。

6. ネットワークプラン・個別の指導計画について

【ネットワークプラン】（個別の教育支援計画）



引継ぎのために、保護者様の協力を得て作成します。

就学前に作成し、特別支援学校に持っていくことができます。

【個別の指導計画】

日々の学習のために、必要に応じて学校が保護者様と共に計画し作成します。



ネットワークプランと個別の指導計画について説明します。

ネットワークプランは、支援の引継ぎを目的として作成する資料で、お子様に関する情報や支援の状況などを記入します。

これは、保護者様と学校が協力して作成するものです。

今のお子様の状態や効果的な支援を次の学年に引き継ぐことで、切れ目のない支援を目指すものです。

もう1つの、個別の指導計画は、お子様の状態を細かくとらえ、個別の目標を立て、支援の手立てを学校が保護者様と共に計画し作成します。

こちらも次の学年に引き継ぐことができます。

7. 就学時(入学前)健康診断について

神戸市立の特別支援学校の場合は、
各特別支援学校にて就学時(入学前)健康診断を実施します。

県立の特別支援学校に入学する場合は、
居住区の小学校で就学時(入学前)健康診断を受けてください。



さいごに、就学時(入学前)健康診断について説明します。

神戸市立の特別支援学校の場合は、各学校にて就学時(入学前)健康診断を行います。ただし、県立の特別支援学校では独自に行っていませんので、必ず地域の小学校で11月頃に行われる就学時(入学前)健康診断をうけてください。

以上で説明を終わります。

このあとは、
5歳児の【個別の就学相談】について
お伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了
してください。



このあとは、5歳児の【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。

【個別の就学相談】について

①対象 次年度4月に就学予定のお子様と保護者様
学校生活についてご心配やご質問がある方

②開催期間 5月上旬ごろから7月下旬までの平日

③申込方法 スマートフォンやパソコンから申込

「就学相談 神戸市」で検索 

サイト内より

- ① 相談予約
- ② お子様の情報入力



それでは、5歳児の【個別の就学相談】についてお伝えします。

対象は次年度4月に就学予定のお子様と保護者様です。

この動画をご視聴いただき、お子様の学校生活についてご心配なことやご質問がある方は、お申込みください。

開催期間は、5月上旬ごろから7月下旬までの平日です。

申込は、スマートフォンやパソコンから行います。

検索サイトで「就学相談 神戸市」と入力検索し、

「就学相談-神戸市」のページを選んでください。

そのページ内より相談予約をしたうえで、お子様の情報を入力してください。





もし、この期間内に申込みができなかった場合は、神戸市教育委員会の特別支援教育相談センターへ直接ご連絡ください。

④当日のスケジュール

相談時間 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～
約30分間

※1つの時間帯に1人のお子様の相談となります。
2人の相談の場合は、連続した時間帯を2枠お申込みください。

出席者 保護者様 お子様

相談員 教育委員会事務局職員、元小学校長
通級指導教室担当者、特別支援学校地域支援担当者 など

※発達検査の結果をお持ちの方は、ご持参ください。



【個別の就学相談】は、10時から、11時から、13時から、14時からの4つの時間帯があります。

それぞれ、時間は約30分です。

1つの時間帯に、1人のお子様の相談となります。

2人の相談の場合は、連続した時間帯を2枠お申込みください。

当日は、保護者様とお子様にお越しいただきます。

相談員として対応しますのは、教育委員会事務局の職員、元小学校の校長、幼児を担当している通級指導教室の担当者、特別支援学校の担当者などです。

なお、発達検査の結果をお持ちの方は、相談の際にご持参ください。

⑤相談の例

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい。

※「就学の猶予」に関する制度について

文部科学省HPより:
「就学義務の猶予又は免除について」



これまでの相談では、

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい

といった相談がありました。

また、「就学の猶予」に関する制度についてお知りになりたい方は、文部科学省のホームページをご覧いただとか、【個別の就学相談】の際にお尋ねください。

文部科学省ホームページより:「就学義務の猶予又は免除について」



⑥その他

- ・【個別の就学相談】で就学先が決まることはあります。
- ・申込みの前に、他の動画説明もご確認ください。
- ・お問い合わせ先
特別支援教育相談センター
078-360-2160（月～金 9時～17時）



安心して入学式を迎えられるように、
教育委員会と一緒にお子様の学校生活について考えましょう。



【個別の就学相談】では、教育委員会事務局の職員と会うことになりますが、この相談で就学先が決まることはあります。
就学先はあくまでも、学校との就学相談を通して決めていくことになります。

また、申込みの前に、他の動画の内容もご確認ください。

お子様が入学式を安心して迎えられるように、教育委員会事務局と一緒にお子様の学校生活について考えていきましょう。

以上で、説明を終わります。
他の動画についても、ぜひご確認ください。